

施 設 名 ショートステイ 洛和ヴィラ桃山Ⅲ番館
サービス名 指定（介護予防）短期入所生活介護

「重要事項説明書及び契約書」

社会福祉法人 洛和福祉会

令和 7 年 4 月版

(資料1)

ショートステイ洛和ヴィラ桃山Ⅲ番館
(介護予防) 短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 事業者の概要

法人名(事業者名)	社会福祉法人 洛和福祉会
代表者名	理事長 矢野 裕典
法人所在地	京都市伏見区桃山町大島38-528
電話番号	075-593-4078 (介護事業部)

2. サービスを提供する施設の概要

(1) 施設の名称・所在地・利用定員

施設名	ショートステイ洛和ヴィラ桃山Ⅲ番館
管理者名	施設長 山川 一朗
電話番号	075-622-2181
FAX番号	075-622-2182
施設所在地	京都市伏見区桃山町大島38-531
事業指定番号	京都府 第2670918594号
利用定員	短期入所 20名
ユニット・居室数	2ユニット ユニット型個室 20室
通常の送迎の範囲	京都市伏見区、山科区及び宇治市北部(炭山、笠取を除く)

(2) 施設の職員体制(短期入所含む)

職種	配置数	指定基準
管理者(施設長)	1名(常勤兼務)	1名
医師	1名(常勤または非常勤兼務)	1名
生活相談員	1名(常勤専従)	1名
看護職員	2名(常勤専従2名、うち入所担当1名、短期入所担当1名)	2名
介護職員	20名以上 (常勤専従16名:うち入所担当9名、短期入所7名、非常勤専従5名:うち入所担当1名、短期入所担当4名)	20名
管理栄養士	1名(常勤兼務)	1名
機能訓練指導員	1名(常勤兼務)	1名
介護支援専門員	5名(常勤兼務4名、非常勤専従1名)	1名

事務員、その他	4名（常勤兼務1名、非常勤3名）	必要数
---------	------------------	-----

（3）職務内容

① 管理者（施設長）

管理者（施設長）は、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、法令並びにこの規程を遵守して、施設サービスの提供に当たります。

② 医師

医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。

③ 生活相談員

生活相談員は、短期入所に係る調整、利用者及び家族等からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

④ 看護職員

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック保健衛生上の指導や看護を行います。

⑤ 介護職員

介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助等日常生活上の世話をを行います。

⑥ 管理栄養士

管理栄養士は、食事の献立作成や個別栄養計画の作成等、栄養管理を行います。

⑦ 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の回復のため、又はその減退を防止するため、個別機能訓練計画の立案・指導を行います。

⑧ 介護支援専門員

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務を担当します。

3. 事業の目的

社会福祉法人 洛和福祉会が、開設するショートステイ洛和ヴィラ桃山Ⅲ番館の適正な運営を確保するため、人員及び運営に関する事項を定め、施設の職員が施設に入所する要介護状態にある高齢者に、可能な限り、居宅における生活の継続を念頭に置いて、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、適切な介護老人福祉（介護予防）短期入所サービスを提供する事を目的としています。

4. 運営の方針

当施設は、次の方針に留意し運営します。

- （1）利用者が、その居宅における生活の継続を念頭において、（介護予防）短期入所サービスを提供します。
- （2）（介護予防）短期入所サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う事により、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう努めます。
- （3）利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った（介護予防）短期入所サービスの提供に努めます。
- （4）明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービス又は福祉サー

ビスを提供する事業者との密接な連携に努めます。

5. 本施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、(介護予防) 短期入所サービス計画に基づいて、以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービスの概要

- ① 入浴介助：一般浴槽のほかに入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。利用者は、週に最低2回ご利用頂きます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
- ② 排泄介助：排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を活用した援助を行います。
- ③ 更衣介助：利用者の身体能力を活用した援助を行います。また、生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ④ 食事介助：利用者の心身の状況に応じて、介助等行います。なお、食事は自立の支援に配慮し、食堂で食事をして頂きます。
- ⑤ 機能訓練：利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の回復のため、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- ⑥ 送迎：入所、退所時に自宅と施設の間について施設の車両で送迎を行います。
- ⑦ 健康管理：医師や看護職員が健康管理を行います。
- ⑧ 栄養管理：管理栄養士により、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供します。
- ⑨ 相談援助：日常生活上において、必要な相談援助を行います。
- ⑩ その他自立への支援：
 - ・寝たきり防止のためにできる限り離床に配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 居室について

- ① 居室は、完全個室となっており、個々にトイレ、ベッド、洗面台を設置しています。

(3) 食事時間等の目安

- ① 朝食 8時00分 ～
- ② 昼食 12時00分 ～
- ③ おやつ 15時00分 ～
- ③ 夕食 18時00分 ～

(4) 介護保険給付対象の利用料金、居住費、食費について

介護保険の対象となるサービスは別紙1～2の通りです。法定代理受領サービスに該当する(介護予防)短期入所サービスを提供した際には、その1割から3割の支払い及び当施設が定める居住費・食費の提供に要した額の合計額になります(別紙2)。但し、居住費、食費については、低所得者対策により、特定介護サービス費から補足給付が受けられた場合については、介護保険負担限度額認定証で定められた額となります。

(5) 介護保険の給付対象とならないサービスの利用料金

介護保険の対象とならないサービスは別紙2の通りです。料金は利用者の全額自己負担となります。

(6) 利用料金の請求とお支払い

利用料金は原則、1ヶ月ごとに計算しサービス利用月の翌月15日頃までに、請求いた

しますので、請求月の月末までに、お支払い頂きます。

(7) お支払い方法は、下記からご選択ください。

- ① ゆうちょ銀行の口座自動引き落とし
- ② 京都銀行の口座自動引き落とし
- ③ マルチバンクによる口座自動引き落とし

ご契約の際にお申し出ください。なお、口座自動引き落としの手続きが完了するまでは、現金でお支払い頂く場合があります。

※ 口座自動引き落としが難しい場合には、ご相談下さい。

(8) 口座自動引き落とし日は、原則 27 日となります。

引き落とし日にご指定の金融機関がお休みの場合は、翌営業日が引き落とし日になりますので、それまでに、残高不足とならないよう対応頂きますようご協力をお願いします。

(9) 領収証明書の発行と文書料

領収証は原則として再発行いたしません。但し、紛失等の理由により、領収証の発行依頼があった場合には、領収証明書を発行致します。なお発行に際して、文書料として、別紙 2 の利用料金表に、定めた額をご負担頂きます。

6. 身元保証人

当施設へ入所される場合、利用者のご家族等の身元保証人を求めます。身元保証人は、入所契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務について、利用者と連帯して履行の責任を負います。身元保証人には、利用料の滞納や未払いがないように努める義務があります。利用料の滞納や未払いがある場合には、身元保証人は契約書に定める極度額(100,000 円)の範囲内で、利用者に代わって利用料の支払いをしていただきます。

7. サービス利用上の留意事項

(1) 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って使用頂きます。なお、施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合は、自己の費用で現状に戻して頂くか、修繕費用等をご負担頂く場合があります。

(2) サービス提供及び管理上、必要と認められる場合は、職員が利用者の居室内に立ち入り、必要な対応を行う場合がありますので、ご承知置きください。

(3) 施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- ① 施設内での喫煙
- ② 火気など危険な物品等を搬入、使用又は保管する行為
- ③ ペット類の持ち込み
- ④ 職員又は他の利用者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う行為
- ⑤ 上記に定める行為のほか、公序良俗に反する行為などにより他の利用者又は事業者の職員に迷惑をかける行為及び施設の健全な事業運営に支障をきたす行為

(4) 利用者はサービスの利用を中止、変更等する場合、利用日の 3 日前までに施設に申し出てください。

(5) その他の留意事項

- ① 職員に対する金品等の心づけはお断りしています。

職員がお茶やお菓子、お礼の品物等を受けることも法人として禁止しております。また、金銭・貴重品等の管理にご協力をお願いします。

② 施設内で、カメラを使用し撮影する際は一言お伝えください。

行事を行っている際等、カメラでの撮影をされる場合に、ご家族以外のご利用者様や職員が画像に写り込む場合には、プライバシー保護のために職員へお伝え頂き、同意を得てください。SNS等で画像を使用する場合も同様をお願いします。

③ 施設内では、他のご利用者さまの迷惑になるような行為はお控えください。

施設内で、大声を出す、目的もなく歩き回る、ご利用者さまに不必要に声をかけるなど、職員がお見かけした場合は、お声かけさせて頂くこともありますので、ご協力のほどをお願いします。

④ 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いします。

8. 契約の終了・解約について

(1) 終了

次の場合はその当該期日をもって終了するものとします。

- ① 契約期間満了日の7日前までに、利用者が事業者へ解約を文書で通知した場合
- ② 利用者の事由により、利用者が事業者へ解約を通知した場合
- ③ 事業者の事由により、事業者が利用者に解約を文書で通知した場合
- ④ 利用者が、死亡した場合
- ⑤ 利用者が、要介護状態区分が、自立と認定された場合
- ⑥ 利用者が、要介護認定等の有効期限が満了し、資格を喪失した場合
- ⑦ 事業者が、介護保険のサービス事業所としての指定を取り消された場合。
- ⑧ 事業者が、破産した場合。

(2) 利用者からの解約

次の場合は、事業者へ通知する事で即時解約出来るものとする。

- ① 介護保険給付対象外の利用料の変更に同意出来ない場合。
- ② 事業者もしくは職員が正当な事由なく、契約書に定めるサービスの提供を実施しない場合。
- ③ 事業者もしくは職員（職員であった者）が守秘義務に違反した場合。
- ④ 事業者もしくは職員が故意又は過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑤ 他の利用者が利用者本人の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合に、事業者が適切な対応を取らない場合。

(3) 事業者からの解約

次の事由に該当した場合、利用者又はその家族等に対し30日間の予告期間において、文書で通知する事により、この契約を解除する場合があります。

- ① 利用者が利用料を3ヶ月以上滞納し、事業者が利用者に対して滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に利用料の支払いをしない場合
- ② 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、事業者が適切なサービスの提供の範囲を超えると判断した場合

- ③ 利用者又はその家族等が、事業者や職員又は他の利用者に対して、契約を継続しがたいほどの不信な行為や他者への迷惑行為、職員がおこなうケアを妨げる行為等を行った場合。
- ④ 施設利用上の留意事項に、反する行為をおこない、事業者の指摘や注意に対して改善がみられない場合。

9. 緊急時の対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあつた場合は、速やかに主治医、救急隊、緊急時連絡先等へ連絡をするとともに必要な対応を行います。

10. 施設利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合、利用者のご希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院を義務づけるものでもありません。

<協力医療機関>

医療機関名及び所在地

- ① 洛和会音羽病院 京都市山科区音羽珍事町2
- ② 洛和会音羽リハビリテーション病院 京都市山科区小山北溝町32-1
- ③ ごとう歯科クリニック 京都市山科区小山北溝町33-1

<協力訪問看護ステーション>

ステーション名及び所在地

洛和会訪問看護ステーション桃山 京都市伏見区桃山町大島38-528

11. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族に連絡するとともに、必要な対応を行います。
- (2) 発生した事故が、事業者が取り決める重大な事故の場合は、京都市、その他市町村に報告します。
- (3) 事故原因を追究し、再発防止のための対策を実施します。また、事故発生予防を目的として、関係する職員に研修を行う等周知します。
- (4) 賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を賠償します。

12. 非常災害対策

事業者は、非常災害等の発生の際には、他の施設などとの連携および協力を行う体制を整え、事業が継続できるよう努めます。

- 2 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を年2回行います。

13. 感染症・食中毒予防及び発生時の対策

事業者は、施設の感染症・食中毒予防及び発生時の対策として次の対策を行います。

- (1) 感染及び食中毒の予防策及び発生時のマニュアルの整備と職員に対する研修

及び訓練の実施

- (2) 感染及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底する。
- (3) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (4) 職員の健康管理及びサービスを提供するために使用する設備・備品等の衛生管理
- (5) 施設（及び訪問先）において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な対応を行うとともに、必要に応じ市区町村等が設置する機関の助言、指導を求め対応します。
- (6) その他感染・食中毒予防のために必要な措置
- (7) 国や市町村から通知が発せられた場合は、その通知に従います。また、その旨お知らせします。

1 4. 苦情の窓口、対応方法等

当施設における運営について苦情・相談等がある場合、以下の担当者にお申し出下さい。

- ☆ 苦情受付窓口（担当者）…… 大村 美津子（短期入所現場責任者）
中村 慎志（短期入所相談員）
- ☆ 苦情解決責任者 山川 一朗（洛和ヴィラ桃山Ⅲ番館 施設長）
- 受付時間 …… 月曜日～金曜日 8：30～17：15

TEL 075-622-2181 FAX 075-622-2182

- ☆ 当施設以外に保険者である市町村の相談・苦情窓口や京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口に苦情を伝えることができます。

京都市伏見区役所 福祉保健センター健康長寿推進課	TEL 075-611-2278
京都府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	TEL 075-354-9090
京都府福祉サービス適正化委員会	TEL 075-252-2152

☆ 苦情解決の第三者委員

<桃山南学区民生委員> 嶽 みどり TEL 075-601-7905

松倉 道子 TEL 075-601-2134

必要に応じて、苦情内容について報告し、助言を受けます。また、報告した場合は第三者委員より苦情申立者に連絡します。

- ☆ その他 …… 投書箱を設置します。皆様のご意見等を遠慮なくご投函ください。

1 5. 個人情報について

- (1) 利用者および家族等の個人情報については、医療・介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、利用者およびその家族の個人情報を用いません。
- (2) 施設における、個人情報の利用目的は以下の通りです。なお、医療・介護サービスの提供以外の目的で使用する場合についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、利

利用者およびその家族の個人情報を用いません。

- 医療・介護の提供
 - ・ 当施設での医療サービス、介護サービス、介護予防サービスの提供
 - ・ 他の病院、診療所、薬局、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、介護サービス事業所、介護予防サービス事業所、地域包括支援センター、行政等との連携
 - ・ 他介護サービス事業所等からの照会への回答 ・主治医等からの照会への回答
 - ・ 利用者の介護や看護、ケアプラン作成のため、医師等の意見・助言を求める場合
 - ・ サービス担当者会議
 - ・ 家族等への説明
 - ・ その他、利用者へのサービス提供に関する利用
- 医療・介護報酬請求のための事務
 - ・ 当施設での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
 - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・ 公費負担に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
 - ・ その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する医療介護報酬請求のための利用
- 当施設の管理運営業務
 - ・ 施設運営に関する会計・経理業務
 - ・ 苦情、事故等の報告
 - ・ 当該利用者の医療・介護サービスの向上に関する利用
 - ・ その他、当施設の管理運営業務に関する利用 （業務委託を含む）
- 賠償責任保険などに係る、医療・介護に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当施設内において行われる看護師、ヘルパー、介護福祉士、社会福祉士などの実習への協力
- 医療・介護の質の向上を目的とした学会活動、学術研究
- 外部監査機関への情報提供

1 6. 秘密保持

事業者および職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は、本契約終了後も同様です。

1 7. 人権擁護・虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業員に対し、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待を防止するためのマニュアルの整備と従業員に対する研修を行います。
- (2) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のための対策を検討する委員会を開催し、

その結果について従業者に周知徹底する。

- (3) 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のための指針を準備する。
- (4) 入所者及び、そのご家族からの苦情処理体制の整備
- (5) 成年後見人制度の利用の援助を行います。
- (6) その他、虐待防止のために必要な措置
- (7) 施設の職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、状況を確認した上で、市区町村への通報をする場合があります。

18. 身体拘束について

- (1) (介護予防) 短期入所サービスの提供は、(介護予防) 短期入所サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況を踏まえ適切に行います。
- (2) 施設の職員は、(介護予防) 短期入所サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、理解しやすいように説明を行います。
- (3) 施設は、(介護予防) 短期入所サービスの提供に当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。なお、やむを得ず身体拘束等行動制限を行う場合（「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケース）は次の事項を実施します。
 - ① 利用者及び家族に書面で同意を得ます。
 - ② 拘束中は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等、記録を行います。
 - ③ 身体拘束適正化委員会で、身体拘束の状況について把握を行うとともに、その必要性の有無について検討を行い、拘束を解除するための検討を行います。
- (4) 施設は、その提供する（介護予防）短期入所サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
 - ① 身体拘束適正化に関するマニュアルの整備と従業者に対する研修の実施。
 - ② 身体拘束適正化に関する対策を検討する委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底する。
 - ③ 身体拘束適正化に関する指針を整備する。

19. 記録の整備・保存

- (1) サービス提供に係る記録等は、契約終了の日から5年間保存します。
- (2) 利用者およびその家族は、当該利用者のサービス提供の記録等の開示を求めることができます。但し、サービス提供の記録等の開示には、別途所定の手続きが必要です。

20. 第三者評価の受審

当事業所は、京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構等が推進する第三者評価を受審し、組織運営及びサービス提供内容の透明性を高め、サービスの質の向上・改善に取り組んでいます。

実施した直近の年月日	令和4年11月18日
実施した評価機関の名称	京都府認知症グループホーム協議会
評価結果の開示状況	京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構のサイトに公表 (https://kyoto-hyoka.jp/)

(資料 2)

ショートステイ洛和ヴィラ桃山Ⅲ番館 短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス 利用契約書

様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人洛和福祉会（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス（以下「短期入所サービス」という）について、次の通り契約します。

（契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法等関係法令及び本契約書に従い、利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう、このサービスを提供します。
2. 業者は、サービス提供にあたっては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立って適切な方法によって行い、利用者の心身の状況、その置かれている環境の把握に努め、利用者の要介護状態区分等に沿って、短期入所サービス計画を作成し、これに従って、利用者に対しサービスを提供します。
3. 利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、事業者に対し利用料を支払います。

（契約期間）

- 第2条 この契約の契約期間は原則として、契約日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定等の更新で要支援（要支援1、要支援2）及び要介護者（要介護1～要介護5）と認定された場合、契約は更新されることを原則とします。

（短期入所サービス計画）

- 第3条 事業者は、利用者の意向を踏まえ、同意を得た上でサービス計画を作成します。又、内容について利用者及び家族に説明し、同意を得た上で計画書を交付します。
2. 業者は、必要に応じて上記サービス計画を変更します。サービス計画の変更に際しては、その内容を利用者及び家族に説明し、同意を得た上で計画書を交付します。

（介護保険給付対象サービス）

- 第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、入所・退所時の送迎、施設において利用者に対し入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第5条 事業者は利用者との合意に基づき、以下のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

(1) 利用者が使用する居室の提供

(2) 利用者の食事の提供

(3) 別に定める「利用料金表別紙2」に記載したその他の介護保険外サービスの提供

2. 前項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

3. 事業者は第1項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(事業者の義務)

第6条 事業者はサービスの提供に当たり、利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

2. 事業者はサービス提供に当たり、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

3. 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。又、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を代行します。

(利用者又はその家族等の義務)

第7条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って使用するものとします。

2. 利用者は、施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合は、自己の費用により現状に復するか又は相当の代価を支払うものとします。

3. 利用者は、事業者によるサービス提供上及び管理上、必要と認められる場合は、事業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取る事を認めるものとします。

4. 利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をする事は許されません。

(1) 施設内での喫煙

(2) 火気など危険な物品等を搬入、使用又は保管する行為

(3) ペット類の持ち込み

(4) 従業者又は他の入居者に対し迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う行為

(5) 上記に定める行為のほか、公序良俗に反する行為などにより他の入居者又は事業者の従業者に迷惑をかける行為及び施設の健全な事業運営に支障をきたす行為

5. 利用者はサービスの利用を中止、変更等する場合、利用日の3日前までに施設に申し出るものとします。

(料 金)

第8条 利用者は、要介護度に応じて受けたサービスの対価として、重要事項説明書に定めるサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業主に支払うものとします。ただし、利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額を一旦支払うものとします。

2. 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定めるサービス利用料金を支払うものとします。
3. 前項の他、利用者は居住費及び食費とその他の介護保険外サービス費用を事業者に支払うものとします。
4. 前3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、利用者は翌月末日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。口座引落の場合は、その期日を別途重要事項説明書に定めるものとします。
5. 1ヶ月に満たない期間のサービスに対する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

- 第9条 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護保険法の改正があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更する事ができるものとします。
2. 前条第2項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化等やむを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して1ヶ月の予告期間を置き、当該サービス利用料金を相当な額に変更する事ができます。
 3. 利用者は、前項の変更に同意する事ができない場合には、本契約を解除する事ができます。

(身元保証人の責務)

- 第10条 事業者は、契約に際し利用者に対して身元保証人を求めます。
2. 身元保証人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する一切の債務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。
 3. 身元保証人が保証する極度額を100,000円と定めます。

(契約の終了)

- 第11条 本契約について、次の場合はその当該期日をもって終了するものとします。
- (1) 契約期間満了日の7日前までに、利用者が事業者へ解約を文書で通知した場合
 - (2) 第12条に規定された事由により、利用者が事業者へ解約を通知した場合
 - (3) 第13条に規定された事由により、事業者が利用者に解約を文書で通知した場合
 - (4) 利用者が、死亡した場合
 - (5) 利用者が、他の介護保険施設に入所した場合
 - (6) 利用者が、要介護状態区分が、自立と認定された場合
 - (7) 利用者が、要介護認定等の有効期限が満了し、資格を喪失した場合
 - (8) 事業者が、介護保険のサービス事業所としての指定を取り消された場合。
 - (9) 事業者が、破産した場合。

(利用者からの解約)

- 第12条 利用者は、本契約について、次の場合は、事業者へ通知する事で即時解約出来るものとする。
- (1) 介護保険給付対象外の利用料の変更に同意出来ない場合。
 - (2) 事業者もしくは従業者が正当な事由なく、契約書に定めるサービスの提供を実施し

ない場合。

- (3) 事業者もしくは従業者（従事者であった者）が守秘義務に違反した場合。
- (4) 事業者もしくは従業者が故意又は過失により利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- (5) 他の利用者が利用者本人の身体・財産・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合に、事業者が適切な対応を取らない場合。

（事業者からの解約）

第13条 事業者は次の事由に該当した場合、利用者又はその家族等に対し30日間の予告期間において、文書で通知する事により、この契約を解除する事が出来るものとする。

- (1) 利用者が利用料を3ヶ月以上滞納し、事業者が利用者に対して滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず直ちに利用料の支払いをしない場合
- (2) 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、事業者が適切なサービスの提供の範囲を超えると判断した場合
- (3) 利用者又はその家族等が、事業者や従業者又は他の利用者に対して、契約を継続しがたいほどの不信な行為や他者への迷惑行為、従業者がおこなうケアを妨げる行為等を行った場合。
- (4) 第7条に規定する利用者又はその家族等の義務に違反する行為をおこない、事業者の指摘や注意に対して改善がみられない場合。

（契約終了時の援助）

第14条 事業者は、契約が終了し利用者が希望する場合には、利用者及びその家族の希望、利用者が利用終了後におかれる環境等を勘案し、在宅生活の継続・維持に必要な援助を行います。

（賠償責任）

第15条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

（秘密保持・個人情報の保護）

第16条 事業者及び事業者の従業者は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

- 2. 事業者は、従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らす事がないよう必要な措置を講じます。
- 3. 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いませぬ。
- 4. 1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「高齢者虐待防止法」）に定める通報が出来るものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(相談・苦情対応)

第17条 事業者は利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(サービス提供の記録)

第18条 事業者は、介護老人福祉施設サービス提供に関する記録を作成する事とし、これをこの契約の終了後5年間保存します。

2. 用者は、所定の手続きにより、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の開示申し立てが出来るものとします。

(裁判管轄)

第19条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする事を予め合意します。

(緊急時の対応)

第20条 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合等緊急時には、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な対応を行います。

(事故発生時の対応)

第21条 利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに入所者の家族などに連絡を行うとともに、事故発生時のマニュアルに沿って、必要な措置を行います。又、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。尚、事故の状況等については、関係市町村に報告します。

(本契約に定めのない事項)

第22条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2. の契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

洛和ヴィラ桃山Ⅲ番館(ショートステイ) 利用料金表

1. 介護保険基準サービス (1日あたりの料金目安)
※ 地域単価 (5級地) 10.55円

《短期入所生活介護》

	区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
併設型ユニット型 短期入所生活介護費 (1日につき)	ユニット型 個室	1割負担	743円	815円	894円	969円
		2割負担	1,486円	1,629円	1,787円	1,937円
		3割負担	2,229円	2,444円	2,681円	2,906円
		単位	704単位	772単位	847単位	918単位

加算名称	単位	利用料金			内容
		1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	24円	47円	70円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が80%以上、もしくは動続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	19円	38円	57円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が60%以上
看護体制加算(Ⅰ)	4単位	5円	9円	13円	常勤の看護師1名以上配置
看護体制加算(Ⅱ)	8単位	9円	17円	26円	基準配置数より看護師を1名以上多く配置し、24時間の連絡体制確保など
看護体制加算(Ⅲ)	12単位	13円	26円	38円	看護体制加算(Ⅰ)を算定し、要介護3以上の利用者を70%以上受け入れた場合
看護体制加算(Ⅳ)	23単位	25円	49円	73円	看護体制加算(Ⅱ)を算定し、要介護3以上の利用者を70%以上受け入れた場合
在宅中重度者受入加算	413単位	436円	872円	1308円	ショートステイを利用している間に在宅で利用している訪問看護サービスを利用し、健康上の管理などを行なった場合
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位	19円	38円	57円	夜勤職員の配置数を基準数より多く配置し、体制を確保
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20単位	22円	43円	64円	夜勤時間帯を通じて、看護職員または認定特定行為業務従事者または介護ロボットを配置している場合
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	106円	211円	317円	外部のリハビリテーション専門職と連携して、機能訓練のマネジメントを行った場合(※3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ) <個別機能訓練加算を算定していない場合>	200単位/月	211円	422円	633円	外部のリハビリテーション専門職と連携して、機能訓練のマネジメントを行った場合
生活機能向上連携加算(Ⅱ) <個別機能訓練加算を算定している場合>	100単位/月	106円	211円	317円	
機能訓練体制加算	12単位	13円	26円	38円	機能訓練指導員を1名以上配置
個別機能訓練加算	56単位	59円	118円	177円	利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を適切に提供した場合
医療連携強化加算	58単位	62円	123円	184円	別に定める算定要件を満たし、実際に重度な利用者を受け入れた場合
看取り連携体制加算	64単位	68円	135円	203円	別に定める算定要件を満たし、実際に看取り期の利用者を受け入れた場合、死亡日及び死亡日より30日以下について、7日を限度とする。
口腔連携強化加算	50単位/回	53円	106円	159円	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した場合、1月1回を限度とする。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位/月	106円	211円	317円	生産性向上の具体策を検討する委員会を開催したり、見守り機器等のテクノロジーを導入した場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	11円	21円	32円	
療養食加算	8単位/回	9円	17円	26円	医師の食事箋により、腎臓病食や糖尿病食など病態にあわせた食事提供を行います。1日3食を限度とし、1食を1回とします。
送迎加算(片道)	184単位	195円	389円	583円	送迎を行うことが必要な利用者に対し、居宅と施設との間の送迎を行った場合
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)					1ヵ月の利用の総単位数に別途14.0%相当が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)					1ヵ月の利用の総単位数に別途13.6%相当が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)					1ヵ月の利用の総単位数に別途11.3%相当が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)					1ヵ月の利用の総単位数に別途9.0%相当が加算されます。

洛和ヴィラ桃山Ⅲ番館(ショートステイ) 利用料金表

1. 介護保険基準サービス (1日あたりの料金目安)
※ 地域単価 (5級地) 10.55円

《介護予防短期入所生活介護》

		区分		要支援1	要支援2
併設型ユニット型 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	ユニット型 個室	利用料金	1割負担	558円	692円
			2割負担	1,116円	1,384円
			3割負担	1,674円	2,076円
		単位		529単位	656単位

加算名称	単位	利用料金			内容
		1割負担	2割負担	3割負担	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	24円	47円	70円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が80%以上、もしくは勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	19円	38円	57円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が60%以上
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位/月	106円	211円	317円	外部のリハビリテーション専門職と連携して、機能訓練のマネジメントを行った場合(※3月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ) <個別機能訓練加算を算定していない場合>	200単位/月	211円	422円	633円	外部のリハビリテーション専門職と連携して、機能訓練のマネジメントを行った場合
生活機能向上連携加算(Ⅱ) <個別機能訓練加算を算定している場合>	100単位/月	106円	211円	317円	
機能訓練体制加算	12単位	13円	26円	38円	機能訓練指導員を1名以上配置
個別機能訓練加算	56単位	59円	118円	177円	利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成し、機能訓練を適切に提供した場合
口腔連携強化加算	50単位/回	53円	106円	159円	口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価結果を情報提供した場合、1月1回を限度とする。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位/月	106円	211円	317円	生産性向上の具体策を検討する委員会を開催したり、見守り機器等のテクノロジーを導入した場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月	11円	21円	32円	
療養食加算	8単位/回	9円	17円	26円	医師の食事箋により、腎臓病食や糖尿病食など病態にあわせた食事提供を行います。 1日3食を限度とし、1食を1回とします。
送迎加算(片道)	184単位	195円	389円	583円	送迎を行うことが必要な利用者に対し、居宅と施設との間の送迎を行った場合
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)					1か月の利用の総単位数に別途14.0%相当が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)					1か月の利用の総単位数に別途13.6%相当が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)					1か月の利用の総単位数に別途11.3%相当が加算されます。
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)					1か月の利用の総単位数に別途9.0%相当が加算されます。

洛和ヴィラ桃山Ⅲ番館(ショートステイ) 利用料金表

【別紙 2】

2025/4/1

2. 滞在費及び食費

<1>居室に係る自己負担額(1日)	区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
	ユニット型 個室	880円	880円	1,370円	1,370円	3,000円
<2>食事に係る自己負担額(1日)	区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
		300円	600円	1,000円	1,300円	1,650円
食費の内訳		朝食: 310円 昼食: 620円 夕食: 720円 (1日 1,650円)				
注入食		1回 500円				

3. その他の介護保険外サービス

(下記料金は税込み価格です。)

費用項目	利用料金	内容
居室での電気使用代(1日あたり)	55円	テレビ等の電化製品を持ち込み使用される場合の費用(使用製品ごとに算定)
理・美容サービスの費用	実費 1,900円～	理容師・美容師の出張による理髪・美容サービスを希望により利用した場合の費用
おやつ代(1日あたり)	110円	利用者の希望によりおやつを提供した場合の費用
嗜好飲料の費用(1杯あたり)	33円	利用者の希望により提供する嗜好飲料の実費相当分(コーヒー、紅茶、煎茶、スポーツ飲料、りんごジュース、オレンジジュース、カルピスなど) ※なお、ほうじ茶についてはご自由にお飲みいただけます。
居酒屋参加費用(食事提供相当分)	220円	2カ月に一度夕食時に各フロアにて開催 ※ご家族やご利用者の希望により参加された場合 お飲み物は別途徴収:ビール330円、日本酒330円、ノンアルコールビール220円、 発泡酒220円、甘酒130円、お茶・ジュース33円
特別なメニューの費用(1品あたり)	44円～	44円:食パン1枚
特別な食事会の参加費用(1回)	220円	月に1回、昼食時に特別なメニューや雰囲気味わっていただくために食事会を開催しています。 ※利用者の希望により参加された場合の費用(昼食代に上乗せる食材の実費相当分)
特別なレクレーションの費用	実費	利用者の希望により特別行事、レクレーションに参加した場合の費用
領収証明書(1通あたり)	1,650円	領収証の再発行は原則行いません。
その他文書の発行(1通あたり)	1,650円	領収書以外でご利用者代理人からの発行依頼があった場合の文書料

指定（介護予防）短期入所生活介護 サービス利用契約書

利用者_____と、社会福祉法人洛和福祉会は、事業者が利用者に対して行う（介護予防）短期入所生活介護サービスについて、重要事項説明書及び契約書[令和7年4月版]（資料2）に基づいてこの契約が成立したことを明らかにするため、この契約書を2通作成し、利用者及び事業者が、それぞれ署名または記名押印のうえ、各1通を保有するものとします。

（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供開始に際し、重要事項説明書及び契約書[令和7年4月版]（資料1）に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 職 名 _____

氏 名 _____

私は、事業者から、重要事項説明書及び契約書[令和7年4月版]（資料1）及び（資料2）に基づいて、事業者が行う（介護予防）短期入所生活介護サービスの契約内容等の説明を受け、その内容等について同意しましたので、当該サービスの利用を申し込みます。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所 _____

氏 名 _____

代 筆 者（代筆の場合）氏 名 _____

利用者との関係 _____

身元保証人 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 () _____

利用者との関係

身元保証人

住 所

氏 名

電 話

()

利用者との関係

代理人（後見人等）住 所

氏 名

電 話

()

利用者との関係

事業者名

京都市伏見区桃山町大島 38-531

社会福祉法人 洛和福社会

ショートステイ洛和ヴィラ桃山Ⅲ番館

理事長 矢野 裕典

(以下余白)